

1. 事故発生の日時 平成30年 2月23日(金) 8時05分頃

2. 事故発生の場所 九度山町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：単価契約工事

工期：平成29年11月20日～平成30年 3月31日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

土砂移動作業を行うため、現場横の階段式護岸を昇降路とし、建設機械の現場搬入を行っていた。

小型バックホウ(以下小型機)の排土板に、先に搬入した大型バックホウ(以下大型機)のバケットを当て、小型機を支えながら搬入していたところ、階段式護岸の破損防止用に敷設したゴムマットが下側に滑り、小型機のアームが大型機の操縦席前面ガラスに接触し、操縦席前面ガラスが破損。また、大型機のバケットが小型機の操縦席前部右側に接触し、操縦席前部右側が破損した。

小型機の操縦者は接触した際の衝撃で操縦席床に滑落、腰部を強打した。

○男性1名負傷 骨盤等の骨折

6. 事故原因

- ・盛土や土のう等により安全に降下可能な勾配とするなどの安全対策を施していない状態の階段式護岸を進入路としたこと。
- ・小型機の登坂能力補助として大型機のバケットを使用したこと。
- ・シートベルトが未着用であったこと。

7. 改善対策

- ・高低差のある現場での重機運行経路は、事前に重機それぞれの登坂能力の確認を行い、安全な勾配の確保等、必要な対策を行い安全なものとする。また、必要に応じクレーンを用いた搬入・搬出を行う。
- ・車両系建設機械の用途外使用は行わない。
- ・シートベルトは確実に着用する。
- ・作業開始前のKY活動や新規入場者教育を徹底し、不注意・不安全行動を防止する。
- ・単価契約における施工方法については、その都度受発注者間で十分に確認を行う。